

## 学校・幼稚園で予防すべき感染症及び出席停止期間の基準

2012.4.1施行

種別	感染症の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 痘そう 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	第一種の感染症にかかった者については、 治癒するまで。
	鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。次号および第19条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。)	第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあつては、3日)を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻しん 流行性耳下腺炎	解熱した後3日を経過するまで。 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。	

※第一種若しくは第二種の感染症疾患患者のある家に居住する者またはこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※第一種または第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

※第一種または第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。